

木津川市言語としての手話の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）制定に向けた第2回意見聴取会要旨

日 時：令和7年11月10日（月） 10時00分～11時10分

場 所：木津川市役所本庁舎第2北別館2階会議室

出席者：別紙 出席者一覧 参照

1 開会挨拶

2 意見要旨

※表記について、「障害」＝各種法令等において規定。

「障がい」＝規定がないもの。

当事者 第2条の定義において、「用語の意義を～定める」という表現が、理解しづらい。

市 「定義を～定める」とすると二重表現となるため原文どおりとする予定だが、再度検討する。

当事者 第2条各号の体裁が、用語と同じ段落に説明文が書いてあるので違和感がある。見やすい形としてほしい。

市 条例の体裁には決まりがあるため、最終的にはその体裁に合わせる。

当事者 第6条の事業者の役割について、合理的配慮の記載があるが、配慮の努力義務は事業者のみに求められるものではない。第4条の市の責務及び第5条の市民の役割にも記載したほうがよい。

市 記載について検討する。

当事者 当初は、2回意見聴取会を開催する予定であったが、別途、個別訪問による意見聴取を行い、それぞれの意見を踏まえて条例素案を修正してもらったことはありがたい。2点意見を伝えたい。

1点目については、条例の構成の内容。現在の社会において、障がい特性に応じた情報取得とコミュニケーション方法について、十分に保障されているとは言えず、不安を感じていると、他の当事者から聞いている。条例の主旨に、手話を使う人、文字情報を使う人、視覚障がいがある人、発達障がいがある人等、様々な障がい者にとってのコミュニケーション手段を充実させていきたいという想いが込められているのならば、「現在も障がい者の社会生活において、配慮不足による困

り事がある」ということを前文の冒頭に記載した方がよい。

現在の前文では、手話の歴史が前面に出ているが、条例の主旨は、手話だけではなく、障がい特性に応じた多様なコミュニケーションの2つである。

また、第3条第2項について、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することの「重要性の理解」を「必要性の理解」に置き換えたほうがよい。語句の意味を調べたところ、「重要性とは、そのものが持っている非常に大切な性質や傾向」を、「必要性とは、なくてはならないという性質やどれほど必要であるか」を意味している。

市 前文の構成について検討する。重要性から必要性への置換について、語句の意味を調べた上で、条例の主旨がより伝わる語句となるよう検討する。

当事者 お金の計算ができず困ることや、人が多い場所へ行った際にばかりにされた。自分でお金の計算ができたら、ヘルパーと一緒に大阪へ遊びに行きたい。

ヘルパーに代わりにしてもらうこともできるが、「自分でやりたい」という想いがある。当事者が、「自己実現をしたい」という感情を持ちながら生活しているということの理解が社会側に広まってほしい。また、当事者の心の中に負い目や恥ずかしさ（ステイグマ＝社会側からの偏見）があることについて、市、市民、事業者に認識してほしい。

市 自分でやりたいという想いは大切である。条例では、市の責務と市民や事業者の役割を定めている。社会側の障がいに対する理解が進めば、買い物がしやすくなる環境となっていくと思う。

当事者 別の意見聴取の機会に、意見として伝えていた内容だが、来年度以降、9月23日の手話言語の国際デーに、市役所庁舎で青色のライトアップをしてほしい（※手話言語に係るテーマカラーが青色）。また、自身がバスを利用した際に、歩行が不安定な方が乗車しにくい様子であったので、サポートをした。サポートは、1分もからなかった。バスに学生等の若者も同乗していたが、本を読んだりスマートフォンを触ったりと無関心な様子であった。周囲を気にするような配慮の心が育まれるよう、学校のホームルームや授業において、困っている人がいることや支援について、周知をしてほしい。

市 庁舎のライトアップについては、令和8年の実施は難しいかもしれないが、実施については検討をする。学生への配慮についての周知は、「もし

かしたら困っている人がいるかもしれない」という配慮の心が育まれるような周知方法について、教育分野とも連携しながら、長期的な取組みとなるよう、検討する。

当事者 別の意見聴取会の機会に伝えたが、視覚障がい者団体において、木津川市民の会員が多い。自身が加入した際には、会員の平均年齢が47歳だったが、現在は76.5歳となっている。会員の高齢化に伴い、単独での移動が難しくなってきており、自宅にこもってしまう人もいる。木津川市では、ガイドヘルパー（同行援護）利用時に、車による送迎もセットで利用することが可能だが、他市町村ではガイドヘルパー利用時に車での移動ができないと聞いた。また、補装具制度について、視覚障がいに関する品目があるということを知らない人が、会員の中にもいる。会員の中では情報を共有しているが、自身だけでは、会員外の当事者への周知活動は難しいので、市にも協力をしてほしい。

市 障がい種別に関わらず、当事者団体会員の高齢化や自宅にこもってしまう等の課題があることは認識している。当事者への周知や支援者の充足について、検討をする。車での移動の支援について、ガイドヘルパーと福祉有償運送等の移送サービスを組み合わせて提供しているものと思われる。提供方法は、事業者の事情によるところが大きいが、障害福祉サービスに位置付けられている同行援護について、当事者によって利用しやすいものとなるよう、状況を把握するよう努める。補装具制度の周知方法については、身体障害者手帳の新規交付時等に、京都府作成の「障害者福祉の手引き」を配付しており、その中に記載がある。ただし、読むことが難しい方もいることを踏まえ、担当者とも相談の上、周知方法について検討をする。

当事者 以前は、車椅子使用者が鉄道を利用する際に、乗車駅の駅員に行き先を伝えれば、駅間で共有され、降車駅において、ホームで駅員がスロープを持って待機してくれていた。無人駅が増えてきていることで、支援を要する人の公共交通機関の利用がしづらくなっている。事業者の事情があり、なかなか難しいことかもしれないが、困っている人がいることについて、声をあげていきたい。また、若い人も手伝ってくれることは少ない。

市 条例制定後、施策の優先順位をつけながらではあるが、乗降介助について困っている人がいることや、遅延時や災害時等の情報保障を行う必要があることについて、事業者へ伝えていく。

- 当事者 条例の内容から外れるかもしれないが、自身は中途失聴者である。若い頃は自由にコミュニケーションできていたが、30代以降に聴力の低下があり、コミュニケーションがしづらくなった。今は手話や文字等を活用しながら、コミュニケーションを行う術を身に付けたが、円滑にコミュニケーションできる時から徐々にできなくなるまでの間について、身をもって経験した。心の殻を自分で破って社会へ発信し、障がいについて知ってもらい、理解を促進することが大切だと思う。発達障がい等、他の障がい種別の人の困り事を聞いて、初めて知ることもある。また、難聴者同士でも、互いに知らないことがまだまだある。難聴であるものの話せる状態の人が、「話すと聞こえると思われ、配慮のない対応を受ける」ことを懸念し、あえて話さず筆談対応を求める、という人がいるということも、別の意見聴取会の際に初めて知った。社会や地域側の障がいに対する理解が促進されることが重要。
- 市 周知啓発の際に何を伝えていくのかという点について、十分な検討が必要。誰もが暮らしやすい地域は、社会や地域側、事業者側それぞれの配慮によって成り立つものと考えておらず、周知の際には、その点を大切にしたい。
- 前文において、障がい特性に応じたコミュニケーション手段が自由に使用できることの重要性や、社会側の配慮に関する状況が整っていないことについて、触れることが大切だという意見があった。前文に反映できるよう検討をする。
- 当事者 視覚障がい者が、月1回集まり、個人の生活上の困り事等の内容について、サロン形式で意見交換を行っている。現在の開催場所は最寄り駅から徒歩5～10分ほどかかるため、市役所近辺の会場を提供してもらえないか。
- 市 集まりにおいて、当初使用していた会場が使用できなくなったため、現在の会場へ移動した経緯があったと認識している。事情を把握した上で、提供可能な場所の有無について検討をする。
- 当事者 子どもの頃、石を投げられたり、「障がいや」等と悪口を言われたことが心に残っている。自分なりに自身の障がい等について調べたことで、理解ができたことにより、自身のしんどさは当時の半分ほどとなった。障がいのつらさの原因は、当事者にあるのではなく、社会側の理解のなさが、当事者のつらさに直接影響している。障がいがあることが不幸だと感じること、恥ずかしさを感じることや、不遇な扱いを受けるのは自

己責任、と当事者に認識させるのは、社会側の構造に問題がある。当事者に責任があるという考え方が広がらないような周知啓発をしてほしい。

市条例制定後、そうならないような周知啓発を実施する。

市長多方面にわたる意見をいただいた。合理的配慮については、障害者差別解消法の制定から10年が経過しているが、社会側の理解の浸透が十分であるとは言えないと認識している。

また、皆様から伺った困り事等（お金の計算を自分でできるようになりたい。会員や支援者の高齢化。補装具制度のさらなる周知。鉄道無人駅での困り事。移動手段の確保。当事者の居場所づくり、青色のライトアップによる啓発等）については、共通点として、市を含むすべての方の障がいに対する理解が促進されていくことが必要であることが挙げられる。

直近では、国において、手話施策推進法が制定された。法律制定の必要性が訴えられ始めてから30年近くかかり、着実な取組を進めるうえで、時間がかかるものであると理解している。

木津川市においては、条例制定により、一斉に全ての課題を解決することは難しいと考えているが、段階的に、少しずつでも着実に進めていくことが大切だと思っている。それぞれが自分事として捉えることが施策推進の速度を高める。

市長だけではなく、市職員全体で想いを持って取り組んでいきたいと思っている。条例制定前だけではなく、制定後においても、当事者等の意見を聞く機会を持てるようにしていきたい。また、一緒に取組みを進めていきたいと考えている。

市意見聴取会はこれで終了します。今後、条例案に対するパブリックコメントを実施するので、市広報誌や市ホームページを確認いただきたい。

### 3 閉会挨拶

以上